

東委員（民主県政会）

令和4年3月11日
教育長答弁実録
(教育委員会)

(問) 公立学校における教員の欠員の充足状況と臨時的任用職員の割合について
本県の公立学校における令和3年5月1日以降の欠員の充足状況はどう推移しているのか教育長に伺う。また、同日時点で、義務標準法に基づく教員定数のうち、臨時的任用職員の割合は、どのくらいであったのか、併せて教育長に伺う。

(答)

今年度の公立学校の未配置状況につきまして、欠員補充と、産休、病休等に伴う代員を含めた数で申し上げますと、

- ・ 始業日時点の4月7日では7名となっており、その後、
- ・ 5月1日時点は、0名で未配置なし、
- ・ 7月1日時点で、17名、
- ・ 9月1日時点で、10名、
- ・ 令和4年1月6日時点で、36名

と推移しております。

また、令和3年5月1日時点における常勤教員に占める欠員補充の割合、いわゆる欠補率は、

- ・ 小学校で、4.8パーセント、
- ・ 中学校で、6.9パーセント、
- ・ 高等学校で、1.5パーセント、
- ・ 特別支援学校で、9.9パーセント

となっております。